

(第2号議案)

## 会費規程の一部改正（案）

公益社団法人佐世保法人会会費規程を次のように改正する。

会費規程第2条1項に「会員は毎事業年度、会費を納入しなければならない。年額会費は、「別表1」のとおりとする。」と定められている「別表1」を次の会費規程一部改正「別表1」新旧対照表のように改正する。

第4条の2項に定められている会費の納入方法を、次の会費規程一部改正「第4条の2」新旧対照表のように同条第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の一号を加える。

(2) 金融機関口座からの振替

### 会費規程一部改正「別表1」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分が改正部分である。

新	旧
資本金または出資金 500万円未満 年会費 6,000円 500万円以上 1,000万円未満 年会費 9,500円 1,000万円以上 5,000万円未満 年会費 12,000円 5,000万円以上 1億円未満 年会費 18,000円 1億円以上 10億円未満 年会費 25,000円 10億円以上 年会費 65,000円	資本金または出資金 500万円未満 年会費 6,000円 500万円以上 1,000万円未満 年会費 9,500円 1,000万円以上 5,000万円未満 年会費 12,000円 5,000万円以上 1億円未満 年会費 18,000円 1億円以上 10億円未満 年会費 25,000円 10億円以上 年会費 65,000円
学校法人・宗教法人 年会費 3,000円 <u>上記以外の法人税法に定める公益法人・協同組合等</u> 年会費 6,000円	医療法人・学校法人・NPO法人・宗教法人・協同組合等 年会費 12,000円
本店が他の法人会に入会している支店、出張所 年会費 6,000円、 <u>但し営業本部等で会費の一括納付を行う場合、5支店以上 25,000円・10支店以上50,000円(下線部新設)</u>	本店が他の法人会に入会している支店、出張所 年会費 6,000円
(新設) 代表者が同一など、次の要件等に該当する法人については 年会費3,000円とする。 <u>・親会社が正会員である法人の子会社等</u> <u>・代表者が同一または1親等以内の親族である法人</u> <u>・その他上記に準ずる事情</u> <u>但し、親・子会社で資本金額が最も大きい法人を正会員とする。</u> <u>なお、該当条件合致の確認は業務執行理事が行う。</u> <u>同族会員へは、各種説明会等の案内は行うが、会報等の送付は行わない。</u>	

### 会費規程一部改正「第4条の2」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分が改正部分である。

新	旧
(会費の納期) 第4条の2 会費の納入方法は、以下のいずれかの方法による ことができる。 <u>(1) 金融機関を利用しての振込</u> <u>(2) 金融機関口座からの振替</u> (3) 集金 (4) 持参	(会費の納期) 第4条の2 会費の納入方法は、以下のいずれかの方法による ことができる。 (1) 金融機関を利用しての振込 (2) 集金 (3) 持参

付則 3 この規程は、令和6年4月1日から施行する。